

第4章 ピムスへのデータ移行

1 電子申請システムからピムスへのデータ移行

2023年度「月次報告」(現行システムでの申請)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

↑ 移行される月次報告データ

電子申請システムにおける、2023年12月22日時点のデータを、ピムスに移行します。そのため、ピムスで必要なデータすべてを手入力する必要はありません。

また2023年1～3月に登録されたマスタの取扱いについては、次ページに記載のように登録されています。移行されていないデータについては、ピムスで新規作成をする必要があります。

◆ データ移行の内容 ◆

電子申請システム		ピムスでの移行先
ログインID	→	企業ユーザID
企業情報	→	企業情報マスタ
事業計画申請の一部	→	保育施設情報マスタ
月次報告の一部*	→	共同利用企業マスタ
月次報告の一部*	→	利用児童マスタ
月次報告の一部*	→	職員マスタ

※月次報告については、最新の承認された月の児童表・職員表(主に2023年10月 月次報告)

◆ データ移行日 ◆

2023年12月22日時点のデータ

◆2023年1～3月に一部稼働していた際に入力いただいたデータの取り扱いについて◆

「企業情報マスタ」「保育施設情報マスタ」

→ 全て2023年12月22日時点のデータに上書きされます。

「共同利用企業マスタ」

→ 2023年1～3月に事業者様にて「確定」状態となったデータはそのまま残っています。

「利用児童マスタ」「職員マスタ」

→ 2023年1～3月に事業者様にて「確定」し、協会で「承認」されているデータは、2023年4月以降に画面の改修を行ったため「要再申請」としてそのまま残っています。必要に応じて修正し、「確定」してください。

【改修内容】

利用児童マスタ：障害児・医療的ケア児の履歴を追加

職員マスタ：処遇改善等加算Ⅲの項目を追加

※2023年12月のデータと重複している場合は、1～3月のデータが優先されます

(入力内容の軽微な違いにより、優先されない場合や、データが重複する場合があります)

※2023年1～3月に事業者様が「確定」を行ったもののうち、「保育施設名」を選択していない場合は、データは残っていません。お手数ですが、改めて登録をお願いいたします

	1～3月にピムスで「承認」または「確定」されたデータ	電子申請システムから移行される2023年12月22日時点のデータ		ピムスに移行されているデータ
企業情報マスタ 保育施設情報マスタ	○	○	→	12月データ
	×	○	→	12月データ
共同利用企業マスタ 利用児童マスタ 職員マスタ	○	○	→	1～3月データ*
	×	○	→	12月データ
	○	×	→	1～3月データ*

2 期限までに行っていたこと

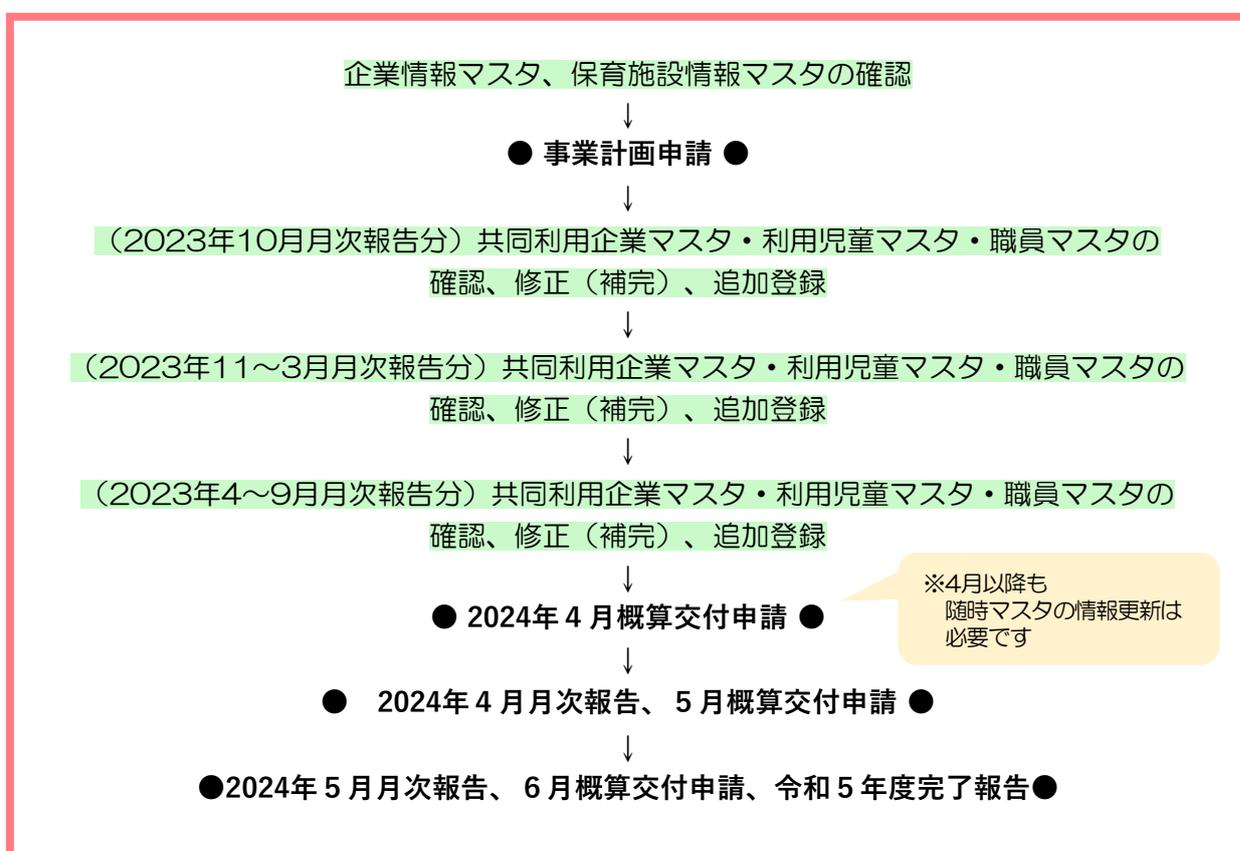
2023年度「月次報告」(現行システムでの申請)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

↑ 移行される月次報告データ

◆ 今後の流れ ◆

以下の手順を行っていただくことで、2024年度4月以降の月次報告をスムーズに行うことができます。



◆ 1月予定：事業計画申請の前までに行うこと ◆

「企業情報マスタ」「保育施設情報マスタ」に誤りがないかを確認する。(→第5章～第6章)
→マスタの内容が事業計画申請に連携されます。

事業計画申請については、別途お知らせします。

◆ 2024年1～3月に行うこと ◆

2023年度のマスタ情報を整備します。月次報告や年度・完了報告の申請に必要です。

「共同利用企業マスタ」「利用児童マスタ」「職員マスタ」を確認し、修正、補完、追加登録をします。

① 移行データ（10月月次報告分）を確認し、修正・補完する。

2023年度「月次報告」（現行システムでの申請）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

② 11月～3月の月次報告（実態）を入力する。

2023年度「月次報告」（現行システムでの申請）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

児童の入退所、職員の採用退職等の情報を入力してください。（月次報告・年度完了報告に必要です）

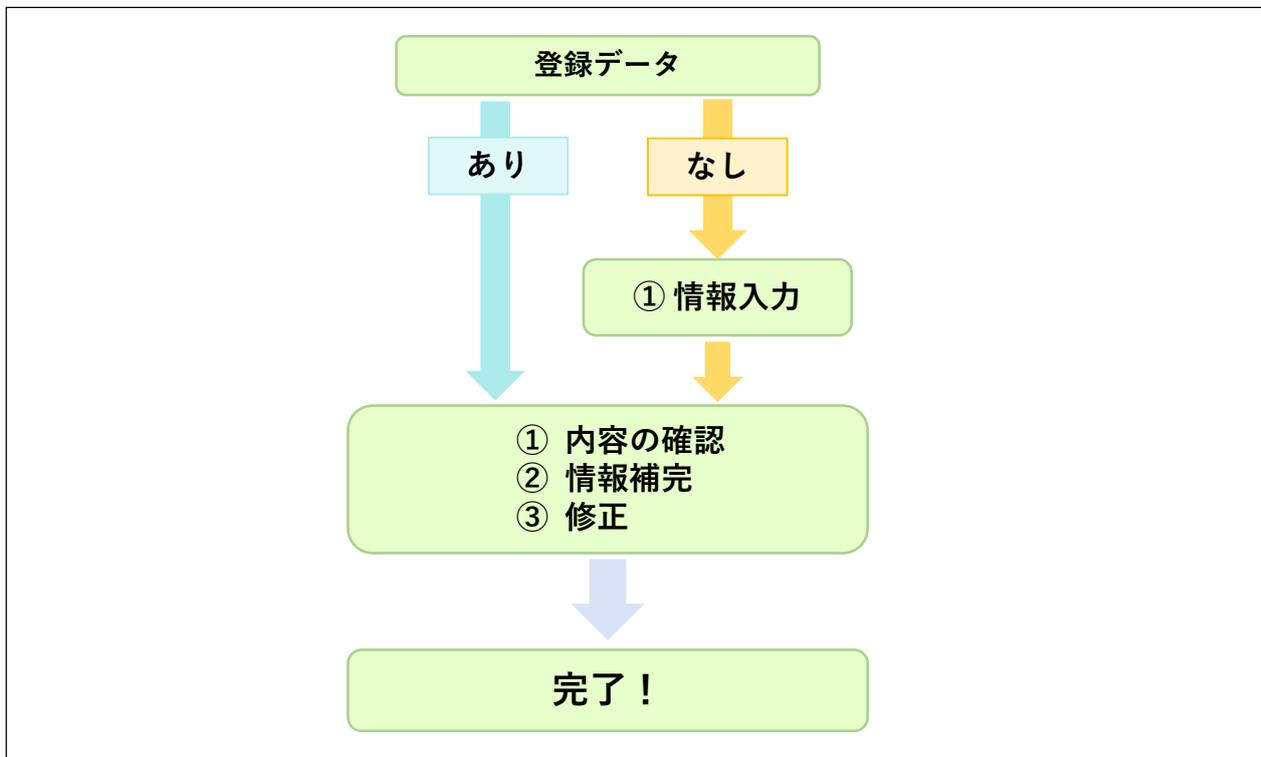
③ 4月～9月の月次報告分を入力する。

2023年度「月次報告」（現行システムでの申請）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

9月までに退所した児童、退職した職員等の情報を入力してください。（年度・完了報告に必要です）

◆ 確認手順 ◆



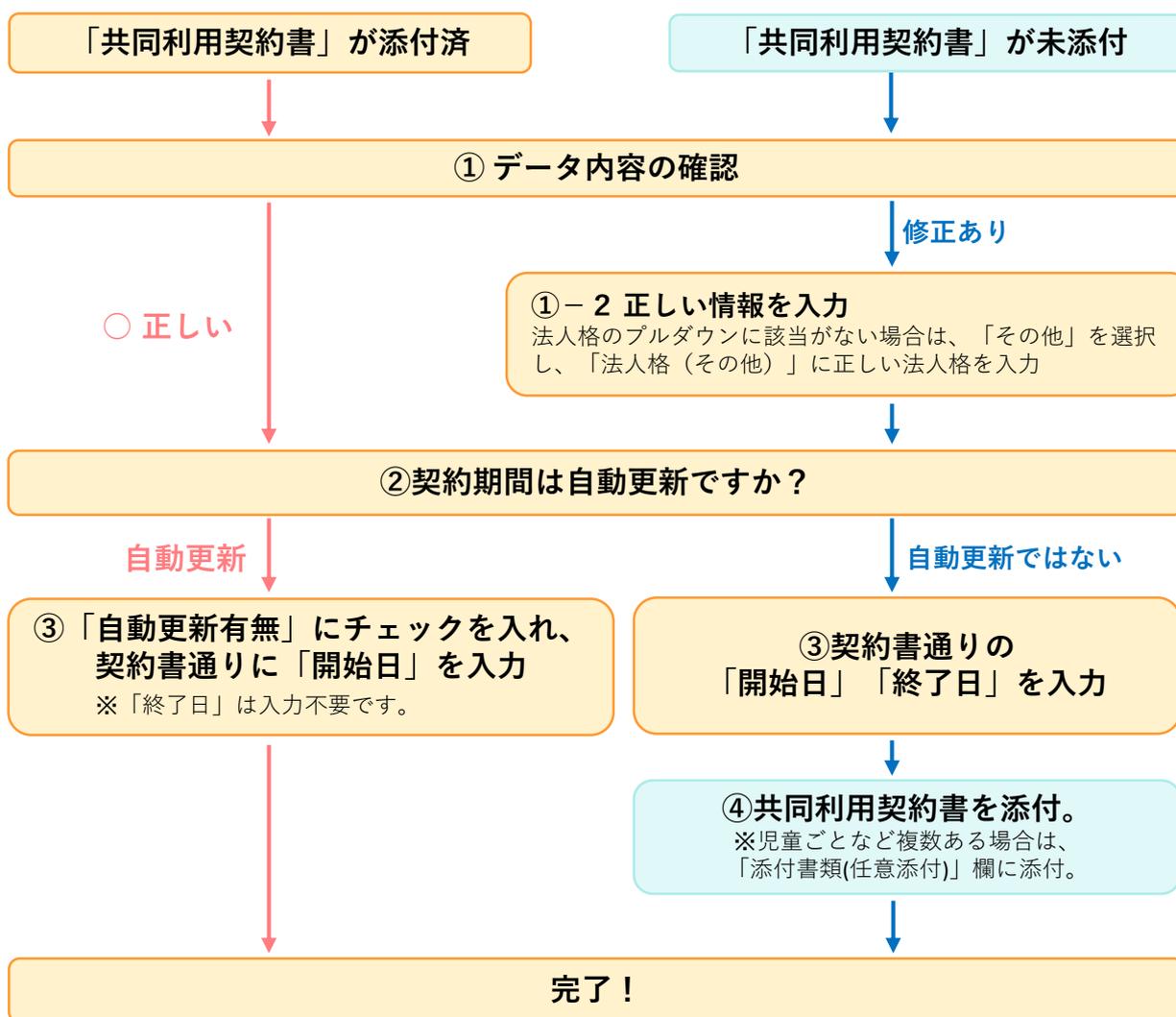
◆ 確認・情報入力の順番 ◆

- ① 共同利用企業マスタ
- ② 利用児童マスタ
- ③ 職員マスタ

※ 「共同利用企業」の登録マスタ情報が「利用児童マスタ」に連携されるので、必ず上記の順番で入力してください

3 「共同利用企業」「利用児童」「職員」マスタ入力の流れ

- ① 「共同利用企業」に関する入力 ※具体的な操作方法は第8章をご参照ください。
- ◎ 「添付書類」に「共同利用契約書」の添付がある・・・2023年1～3月に補完済みのもの
 - ◎ 「添付書類」に「共同利用契約書」の添付がない・・・今回、10月月次報告のデータから移行のもの

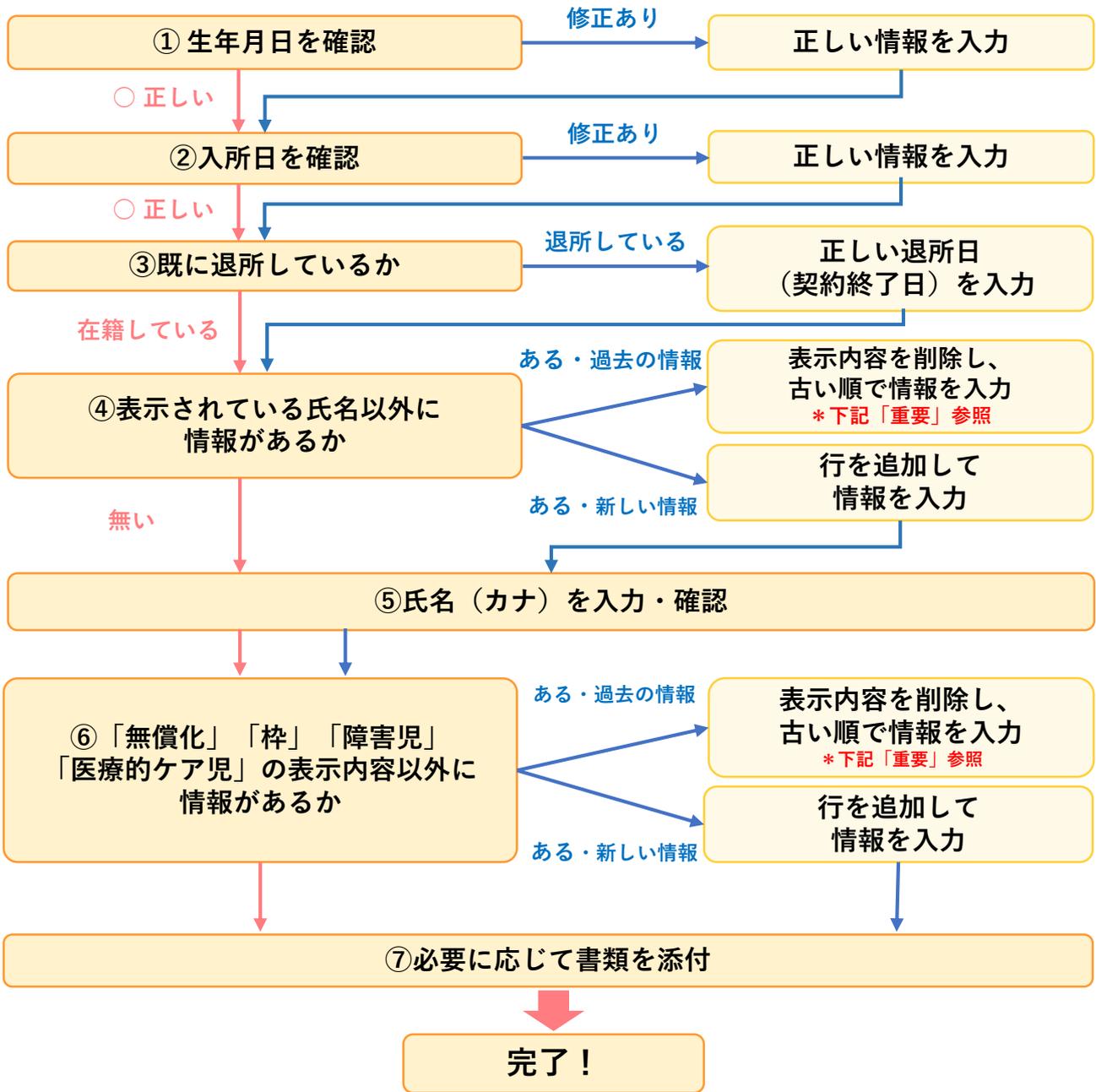


重要

◆共同利用企業の「企業情報」の入力の際の注意事項◆（詳細は第8章をご確認ください）

- ① 10月月次報告からの移行データは、契約期間「開始日」が「2022/4/1」で移行されています。正しい開始日に修正してください。
- ② 電子申請システム「月次報告」の児童表で、共同利用契約企業の「法人格」が空白だった場合、法人であっても「個人事業主」としてデータ移行しているため、注意してください。
- ③ 「法人格」のプルダウンに該当する法人格がない場合は、「その他」を選択し、「法人格（その他）」に正しい法人格を入力します。
- ④ 「企業名」は**法人格を含めない名称**を入力します（×株式会社児童育成、◎児童育成）
- ⑤ 入力可能な漢字は、JIS第1～第4水準となります。旧字体等、入力できない文字があります。
- ⑥ 不要な共同利用企業が移行されている場合は、「企業名」の先頭に「不要」を入力してください。利用児童マスタ入力の際に、「不要」の共同利用企業を選択しないように注意してください。「不要」がついたデータについては、2024年3月頃（予定）にシステムで一括削除をします。

- ② 「利用児童」に関する入力 ※具体的な操作方法は第9章をご参照ください。
- ◎ 「氏名 (カナ)」に入力がある・・・2023年1～3月に補完済みのもの
 - ◎ 「氏名 (カナ)」に入力がない・・・今回、10月月次報告のデータから移行のもの



重要

◆ 「利用児童の修正」の入力順序◆ (詳細は第9章をご確認ください)

①10月月次報告からの移行データは、「入所日」が「2022/4/1」で移行されています。正しい入所日に修正してください。

②各履歴は、古いデータが上にくるように入力してください。

- | | |
|--|--|
| <p>「無償化」
「枠」
「障害児」
「医療的ケア児童」</p> | <p>①履歴が複数ある・・・「追加ボタン」(行追加)・・・「入力」
②移行データに追加・・・「入力」</p> |
|--|--|

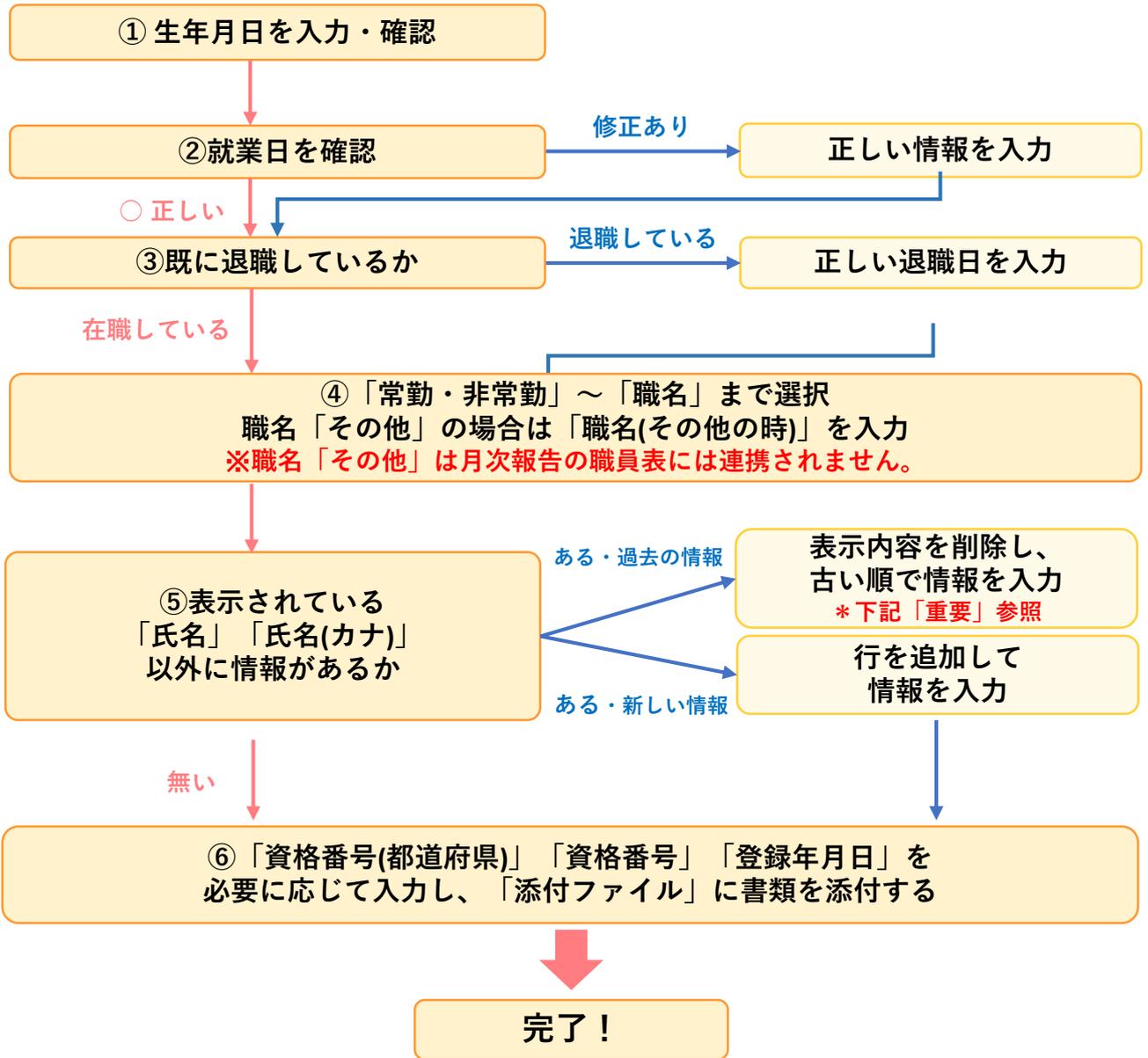
③保育支援システムからピムスへの連携を行う場合は、児童名の表記を同一にしてください。連携についての詳細は月次報告開始時にお知らせします。

④入力可能な漢字は、JIS第1～第4水準となります。旧字体等、入力できない文字があります。

③ 「職員」に関する入力

※具体的な操作方法は第10章をご参照ください。

- ◎ 「生年月日」に入力がある・・・2023年1～3月に補完済みのもの
- ◎ 「生年月日」に入力がない・・・今回、10月月次報告のデータから移行のもの



重要

◆ 「職員」に関する入力について ◆ (詳細は第10章をご確認ください)

- 10月月次報告からの移行データは、「就業日」が「2022/4/1」で移行されています。正しい就業日に修正してください。
- 各履歴は、古いデータが上にくるように入力してください。
- 病児保育従事者は職名「保育従事者」を、連携推進員は職名「連携推進員」を選択してください。(「その他」を選択すると、月次報告の職員表に連携されません)
- 入力可能な漢字は、JIS第1～第4水準となります。旧字体等、入力できない文字があります。

※月次報告の職員表に反映するのは「保育従事者」「連携推進員」のみです。

【保育従事者に該当する職員】

- ①基本分保育従事者 ②病児保育業務従事者(看護師と保育士) ③預かりサービス業務従事者
④保育補助者雇上強化加算業務従事者 ⑤障害児保育業務従事者 ⑥医療的ケア児保育従事者

【連携推進員に該当する職員】 連携推進加算業務従事者

【その他】 月次報告に連携されない職員

